平成２２年（フ）第２６６号
神戸市西区井吹台西町１丁目３番地1307号、旧住所神戸市西区伊川谷町潤和1532番地の１タウンハウス赤羽２－Ｃ号
債務者　蔭山　直人
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
兵庫県明石市松の内１丁目10番地の１　藤本ハイツ202号
債務者　髙田　佳美
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
奈良市四条大路２丁目５番14号
債務者　岩﨑　憲雄
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２２８号
奈良市四条大路２丁目５番14号
債務者　春名カズエ
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２９５号
兵庫県淡路市山田乙399番地、申立時の住所奈良県生駒市辻町788番地３　プレ102
債務者　東　　弘
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３０８号
奈良県桜井市大字粟殿599番地の１
債務者　松原　哲矢
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２９５号
徳島市中島田町４丁目16番地の１
債務者　大園あゆみ
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９８号
徳島市南昭和町７丁目30番地　グレースコーポ清風103号室
債務者　多田　燊三
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９９号
徳島市南昭和町７丁目30番地　グレースコーポ清風103号室
債務者　多田みどり
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０４号
徳島県徳島市春日２丁目３番28―201号
債務者　東　　洋功
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１６号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字新田48番地１、旧住所徳島県鳴門市大津町矢倉字六ノ越43番地53
債務者　松江　　隆
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１号
高知県四万十市片魚267番地ロ
債務者　岡　　将志
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第５５号
高知県四万十市中村丸の内1707番地５　県営住宅中村団地206号室
債務者　山本　智砂
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第５６号
高知県宿毛市西町１丁目７－３、住民票上の住所高知県宿毛市小筑紫町伊与野679番地１
債務者　上岡　栄実
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１６５３号
愛知県愛西市大井町宮新田34番地11
債務者　茨木　克也
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７６９号
名古屋市北区西味鋺２丁目709番地
債務者　高山　美保
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８０３号
愛知県豊明市前後町五軒屋1551番地３　仙人塚ハイツ604号
債務者　黒木　文治
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部